

第 20 期

第8回

総会議事録

令和7年1月17日

1. 開催年月日 令和7年1月17日(金)

2. 開催場所 5-1-1会議室

3. 出席委員及び欠席委員は次のとおりである。

議席番号	氏名	出欠状況	備考
1	先崎孝太郎	出席	田村地区
2	古川 弘作	出席	中央地区
3	安藤 嘉行	出席	三穂田地区
4	鈴木 雄一	出席	安積地区
5	小林正一郎	出席	片平地区
6	佐久間俊一	出席	喜久田地区
7	渡邊 清助	出席	逢瀬地区
8	松川 延安	出席	田村地区
9	北島 繁和	出席	湖南地区
10	中尾 一明	欠席	中田地区

議席番号	氏名	出欠状況	備考
11	吉田 直衛	出席	中田地区
12	池上慎一郎	出席	中央地区
13	須永 静夫	出席	中央地区
14	濱津 洋一	出席	田村地区
15	高野 和介	出席	日和田地区
16	藤田 稔	出席	熱海地区
17	石井 源信	出席	西田地区
18	濱尾 文博	出席	富久山地区
19	伊藤 城治	出席	三穂田地区
20	伊藤 博文	欠席	中央地区

4. 説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

【事務局長】 莊 原文 彰

【主任主査兼農地調整係長】 横 井 淳

【農業振興・農業法人係長】 永 沼 宏 介

【事務局次長】 齋 藤 聡

【主任主査兼庶務係長】 片 田 友 博

5. 本会議の書記は次のとおりである。

【農地調整係主査】 柳 沼 一 幸

6. 本会議の議事及び日程は別紙のとおりである。

7. 開会宣言 13時55分

8. 閉会宣言 14時45分



郡山市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

郡山市農業委員会

農業委員会会長

佐久間 俊一

署名人

先崎 孝太郎

署名人

濱尾 文博

事務局	ただいまより、第8回総会を開催いたします。 本日は、中尾 一明委員、伊藤 博文委員から欠席届が出されています。 在任中の委員の過半数が出席しておりますので、この総会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、成立しております。 それでは、会長からご挨拶をいただきます。
会 長	こんにちは。今年、初めての総会ですのでよろしくお願いいたします。 また、本年もよろしくお願いいたします。
事務局	郡山市農業委員会総会会議規則第8条第1項の規定により会長に議長をお願いいたします。
議 長	それでは、提出されております案件について、慎重なる審議をお願いいたします。 会議次第2の「議事録署名人の選出について」をお諮りいたします。 議事録署名人を2名選出するのでありますが、前例により、議長一任で、異議ございませんか。
	(全員異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議長より指名いたします。 1番 先崎 孝太郎 委員 18番 濱尾 文博 委員 このお二方をお願いいたします。 次に、会議次第3の会議書記の選出を行います。会議書記には、農業委員会事務局の 柳沼 一幸 主査を選出いたします。 引き続き、会議次第4の「議事」についてお諮りいたします。 議事に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げについて事務局から説明願います。
事務局	正誤表をご覧ください。議案訂正がございます。 はじめに議案書の6ページをお開きください。 熱海3番の申請の事由の欄でございますが、貸借の「期間28年」になっておりますが、正しくは「期間30年」となります。 次に議案書の19ページをお開きください。

	田村 3 番でございますが、誤って表示されたもので、3 番を削除いたします。 以上、お詫びして訂正いたします。
議 長	ただいまから、議案審議に入ります。 議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。 まず 1 番 1 件について付議いたします。 池上慎一郎委員の調査報告を求めます。
池上慎一郎 委員	1 番 1 件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、子への贈与です。 受け人と夫が農作業に従事します。 受け人は大槻町に住んでおり、申請地までは車で 30 分です。 この農地で多肉植物を中心として約 7 年の耕作実績があります。 当該農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第 3 条第 2 項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1 番 1 件について許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1 番 1 件について許可と決します。 次に 2 番と 3 番の 2 件について付議いたします。 須永 静夫委員の調査報告を求めます。
須永静夫 委員	2 番と 3 番について、調査の結果を報告いたします。

	受け人が同じなので一括して報告します。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、農業開始です。 1月7日、事務局会議室において佐久間会長、濱津職務代理者、鈴木推進委員、事務局職員とともに事前審査会を行いました。 翌1月8日、現地確認をしました。 受け人は父が行っていました梨などの栽培を10年ほど手伝ってしまして農業の経験は充分あり、農機具も所有しています。 今後は受け人の妻及び従業員の手を借り、野菜栽培をして受け人が代表取締役になっている温泉施設での利用及び販売を行っていく計画です。 これまでも販売はしており、順調に売れているので拡大したいとのことでした。 これらの農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	2番と3番の 2件について許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、2番と3番の 2件について許可と決します。 次に4番 1件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	4番 1件について、調査の結果を報告いたします。 貸人、借人及び土地の表示は、記載のとおりです。

	申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 借人と父親が農作業に従事します。 当該農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	4番 1件について 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、4番 1件について 許可と決します。 次に5番 1件について、付議いたします。 伊藤 城治委員の調査報告を求めます。
伊藤 城治 委員	5番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 1月11日、現地確認及び受け人への聴き取り調査を行いました。 農機具は自己所有の物を使用し、農作業は受け人と妻、子と子の家族が行います。水稻を作付けします。 申請地は農地として適正に管理されております。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。

	(質問、意見なし)
議 長	5 番 1 件について 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、5 番 1 件について 許可と決します。 次に 6 番から 8 番までの 3 件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	6 番から 8 番までの 3 件について、調査の結果を報告いたします。 まず、6 番について渡し人、受け人及び土地の表示は、 記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 受け人と甥夫婦、甥の子が農作業に従事します。 次に 7 番について渡し人、受け人及び土地の表示は、 記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 受け人と妻、子が農作業に従事します。 次に 8 番について渡し人、受け人及び土地の表示は、 記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 受け人と従業員 8 名が農作業に従事します。 これらの農地について、現地調査をしましたが、いずれも 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると 認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第 3 条第 2 項各号に 該当する事項はありませんでした。 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。

	(質問、意見なし)
議 長	6番から8番までの 3件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、6番から8番までの 3件について 許可と決します。 次に9番 1件について、付議いたします。 なお、この件につきましては、 委員の同居の親族が渡し人になっておりますので 農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定する 議事参与の制限に該当しますので、退席を求めます。
	(該当委員が退席する)
議 長	藤田 稔委員の調査報告を求めます。
藤田 稔 委員	9番について、調査の結果を報告いたします。 貸人、借人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、農業開始です。 1月7日、事務局会議室において佐久間会長、濱津職務代理者、 事務局職員とともに事前審査会を行いました。 また12月26日に現地調査をしたところ、申請地は適正に管理及び 耕作されておりました。 農作業常時従事要件について、借人は30年以上、農業に 従事しており、今後は父とともに耕作することです。 地域との調和要件については、地域の農地利用調整に協力する旨、 確約しております。営農に関する地元協力者がおり、問題はないと 思われます。 以上、農地の効率的かつ総合的な農地の利用の確保等に 支障が生ずる恐れはありません。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、

	ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	9番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、9番 1件について 許可と決します。 退席委員の復席を求めます。
	(退席委員が復席する)
議 長	次に10番と11番の 2件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	10番と11番の 2件について、調査の結果を報告いたします。 まず10番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、 記載のとおりです。 申請の事由は農業廃止、経営拡大です。 受け人と妻、息子夫婦と孫が農作業に従事します。 次に11番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、 記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 受け人と妻、息子夫婦と孫が農作業に従事します。 これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると 認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	10番と11番の 2件について、 許可と決することに異議ございませんか。

	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、10番と11番の 2 件について許可と決します。 次に12番 1 件について、付議いたします。 これは私の報告なので、議長交代いたします。
濱津職代	議長交代いたしました。 佐久間俊一委員の調査報告を求めます。
佐久間俊一 委員	12番について、調査の結果を報告いたします。 1月12日、現地確認を行いました。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 受け人と妻が農作業に従事します。 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理されており全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
濱津職代	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
濱津職代	12番 1 件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
濱津職代	異議ないものと認め、12番 1 件について、 許可と決します。 議長交代いたします。
議 長	議長交代いたしました。 次に13番 1 件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	13番 1 件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。

	申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。 受け人と妻、子が農作業に従事します。 当該農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	13番 1件について 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、13番 1件について 許可と決します。 次に14番と15番の 2件について、付議いたします。 北島 繁和委員の調査報告を求めます。
北島繁和 委員	14番と15番の2件について、調査の結果を報告いたします。 まず14番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 12月25日、現地確認及び受け人に話を聴いて来ました。 申請地は受け人の住居の道路向かいにあり、敷地には倉庫等の建物がありますが、渡し人より宅地及び建物、付随する農地を一括して売りたいとの要望があり、これに応えた形になります。 地目は畑ですが、調査当日は積雪が30cm以上あり地面は見えず所々に草が生えている状況でした。 しかしながら太い雑木や障害物はなく、畑としての使用は支障ないと判断しました。 受け人と話をして、雪が解けて草刈、耕運できる時期がきたら畑として使用し、今年はそばを栽培すると確約してくれました。 後日、わたしが現地確認します。

	作業は受け人と妻、両親が行い、現在は水稻と夏秋トマトを中心に営農しており、また地域では担い手の中心的役割を果たしております。 次に15番について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、農業開始です。 1月7日、事務局会議室において佐久間会長、濱津職務代理者、事務局職員とともに事前審査会を行いました。 受け人は現在、郡山園芸センターで研修をしており、アスパラガス栽培の勉強をしています。 実家は水稻と夏秋トマトを中心に営農していますが、高齢になりつつある両親に代わり、将来田畑を受け継ぐ準備で新規就農しました。 今回は、受け人が現在も管理及び耕作されている申請農地の田を取得し、水稻及び現在研修中のアスパラガス栽培を夏秋トマトのハウスを利用し、営農を始める次第です。 耕作は妻と両親で行い、農機具は両親の物を使用します。 使用貸借契約書が添付されております。 また地域の農地利用調整に協力及び参加し、防除基準を遵守します。 地域住民との交流を活性化させるとのことです。 調査の結果、14番15番とも全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	14番と15番の 2件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、14番と15番の 2件について許可と決します。 次に16番から18番までの 3件について、付議いたします。

藤田 稔委員の調査報告を求めます。

藤田 稔
委員

16番から18番までの3件について、調査の結果を報告いたします。
まず16番と17番について、調査の結果を報告いたします。
受け人が同一人であり、土地が隣接しておりますので一括して報告します。

申請の事由は贈与、農業開始です。

受け人と父親が農作業に従事します。

1月7日、事務局会議室において佐久間会長、濱津職務代理者、後藤推進委員、事務局職員とともに事前審査会を行いました。

また1月4日には後藤推進委員とともに現地調査をしたところ申請地は適切に管理されておりました。

農作業常時従事要件について、受け人は30年以上、農業に従事しており、今後も耕作するとのことでした。

地域との調和要件については、地域の農地利用調整に協力する旨、確約しており問題はないと思われます。

1月15日に代理人である行政書士に確認したところ、両案件とも申請内容に間違いはありませんでした。

以上、農地の効率的かつ総合的な農地の利用の確保等に支障が生ずる恐れはありません。

16番、17番ともに全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

次に18番 1件について、調査の結果を報告いたします。

貸人、借人及び土地の表示は、記載のとおりです。

申請の事由は相手方要望、経営拡大です。

1月15日、現地調査と両者からの聴き取り調査を行ったところ申請地は適切に管理されており、受け人も適正管理を確約しております。

農作業常時従事要件について、借人は同居する家族とともに農業に従事しております。

地域との調和要件については、地域の農地利用調整に協力する旨、確約しており、また地元農家が協力するので問題はないと思われます。

	以上、農地の効率的かつ総合的な農地の利用の確保等に支障が生ずる恐れはありません。 調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	16番から18番までの 3件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、16番から18番までの 3件について許可と決します。 次に19番と20番の 2件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	19番と20番の 2件について、調査の結果を報告いたします。 まず19番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、子への贈与です。 受け人と妻が農作業に従事します。 次に20番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。 受け人と妻が農作業に従事します。 これらの農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので

	許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	19番と20番の 2 件について 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、19番と20番の 2 件について 許可と決します。 続いて、議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による 許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。 1 番 1 件について付議いたします。 松川 延安委員の調査報告を求めます。
松川 延安 委員	1 番について、調査の結果を報告いたします。 申請人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は農業用の作業場です。 農地区分は農用地です。 1 月14日、現地確認と申請人から聴き取りを行いました。 申請者は現在、飲食業を営みながら少量ではありますが 梅漬け、梅干しを自家消費と知人への贈答物として生産しています。 製品は大変好評であり、昨今の健康志向や市場の需要が高まって いると感じ、梅の収穫から漬け込み、パッケージまでの一連の工程を 効率的に行うためにも作業場建設を計画しました。 また既に販売品の商品登録も済ませております。 原料の梅は自分での栽培のほか、近所の農家にも栽培委託の話を しているとのことでした。 申請地の西側と南側は市道、東側は申請者の農地であり 梅を栽培します。周辺農地への影響はなく、申請目的実現の 確実性もあり、農地法第 4 条第 6 項各号に該当する事項はなく、 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	1 番 1 件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。

	2 農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、農用地 2－1－（１）－ア－（ア）で 農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が定める 農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき 土地として定められた土地の区域内にある農用地区域内農地です。 許可基準は 2－1－（１）－ア－（イ）－b で、 農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 4 項に規定する 農用地利用計画において指定された用途に供するために 行われる農業用施設事業です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上、補足説明といたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	（質問、意見なし）
議 長	1 番 1 件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	（全員「異議なし」）
議 長	異議ないものと認め、1 番 1 件について、 許可と決します。 以上で、議案第 2 号を終わります。 続いて、議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による 許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。 まず 1 番と 2 番の 2 件について付議いたします。 伊藤 城治委員の調査報告を求めます。
伊藤 城治 委員	1 番と 2 番について、調査の結果を報告いたします。 まず 1 番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は農業用倉庫です。 農地区分は第 1 種農地と判断しました。 1 月 11 日、現地調査及び受け人への聴き取り調査を行いました。 現在使用している農業用倉庫が大型化、効率化、省力化のための 設備導入のため手狭になってきたことから農業用倉庫を新設します。 申請地は自宅に隣接し、西側は宅地、北側は畑、南側及び東側は 道路に面しています。汚水の発生はなく、雨水は自然浸透及び

	自然流下による市道側溝に排出し、土砂の流出はないと思われます。 申請目的実現の確実性、周辺農地への影響など問題ないと思われます。 現在申請地には農業用倉庫がありますが、渡し人の父が昭和36年頃に分家して譲り受けした時には既に建っていたとのことです。 また申請地南側について、昨年春頃に宅地西側の山林伐採のため木の搬出路として碎石を敷き、農地法に抵触するとは思わず、利用していましたが、本人も反省し関係法令を遵守するという顛末書が添付されています。 調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。 次に2番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。申請の事由は太陽光発電設備です。 農地区分は第2種農地と判断しました。 1月11日、現地調査及び行政書士への聴き取り調査を行いました。 申請地の西側は畑、北側は山林、南側及び東側は道路に面しています。雨水は自然浸透とし、道路より一段高く、平坦であることから土砂の流出はないと思われます。 汚水の発生もなく、太陽光発電設備を隣地境界より0.5m離して 調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	1番と2番の 2件について、調査結果の補足説明をいたします。 まず、1番の「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-aで甲種農地の要件を満たしていない、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある集団農地です。 許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-c-(a)-i-(iii)で農業用施設、農畜産物加工処理施設、農畜産物販売施設の用に

	供するために行われるもので、たい肥舎、種苗貯蔵施設、農機具格納庫等農業生産資材の貯蔵又は保管の用に供する農業用施設事業です。 次に２番の「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 ２農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第２種農地２－１－（１）－カで農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第１種農地、２－a－①及び②、２－b－①の第２種農地及び第３種農地のいずれにも該当しない農地です。 許可基準は２－１－（１）－カー（イ）で、第２種農地の転用は申請地の他に適当な土地がないことが必要ですが農地以外に適当な土地はなく、周辺農地に影響を与えないことから許可できると考えています。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上、補足説明といたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	（質問、意見なし）
議 長	１番と２番の ２件について、許可と決することに異議ございませんか。
	（全員「異議なし」）
議 長	異議ないものと認め、１番と２番の ２件について、許可と決します。 次に３番 １件について付議いたします。 藤田 稔委員の調査報告を求めます。
藤田 稔 委員	３番について、調査の結果を報告いたします。 使用貸人、使用借人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は農家住宅です。 農地区分は第１種農地と判断しました。 １月15日に代理人たる行政書士に聴き取り調査を行いました。 申請目的実現の可能性については、各種行政手続きが適正に進められており、充分と思われます。

	また同日、現地調査を行いました。 周辺農地への影響について、申請地は道路と同じ高さで土砂流出等は防止できます。 汚水処理は浄化槽を使用し、処理後の排水は敷地北側の道路側溝に流します。 建設予定の住宅は平屋建てで北側は市道になっており、畑は南側にあり日照等の支障はありません。 周囲には申請者以外の農地はなく影響はないと思われます。 調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	3番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-bで、甲種農地の要件を満たしていない、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地改良農地です。 許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-c-(e)で、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設の用に供するために行われるものであり、集落に接続して設置される集落接続事業です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上、補足説明といたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	3番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、3番 1件について、許可と決します。 次に4番 1件について付議いたします。 吉田 直衛委員の調査報告を求めます。

吉田 直衛 委員	4 番について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は太陽光発電設備です。 農地区分は第 2 種農地と判断しました。 受け人は再生可能エネルギー事業を行っており、申請地に太陽光発電設備を設置するものです。 1 月10日に現地確認しました。 申請地の北側に住宅が一戸、南東側には道路がありますがそれ以外は山林です。申請地に太陽光発電設備を設置しても周囲に反射光による悪影響はないと認められます。 また申請書には詳細な事業計画書、東北電力との契約書、資金証明書等が添付されています。 事業は申請通り進ものと確信しました。 調査の結果、農地法第 5 条第 2 項各号に該当する事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	4 番 1 件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2 農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第 2 種農地 2－1－（1）－カ で 2 番 同様です。 許可基準は 2－1－（1）－カー（イ）で、2 番 同様です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上、補足説明といたします。
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	（質問、意見なし）
議 長	4 番 1 件について、許可と決することに異議ございませんか。
	（全員「異議なし」）
議 長	異議ないものと認め、4 番 1 件について、許可と決します。

	以上で、議案第 3 号を終わります。 続いて、議案第 4 号「郡山市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定に基づく農用地利用集積計画について、郡山市長から審議を求められたので、この適否についてお諮りいたします。 まず32番 1 件について付議いたします。 なお、この件につきましては、 委員が受け人の会社の代表取締役になっておりますので農業委員会等に関する法律第31条第 1 項に規定する議事参与の制限に該当しますので、退席を求めます。
	(該当委員が退席する)
議 長	事務局の調査報告を求めます。
事務局	32番 1 件について、所有権移転の申請があり調査の結果、旧農業経営基盤強化促進法第18条第 3 項の各要件を満たしており、適当であると認められますので、ご審議のほど よろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	32番 1 件について 承認と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、32番 1 件について 承認と決します。 退席委員の復席を求めます。
	(退席委員が復席する)
	次に37番 1 件について付議いたします。 なお、この件につきましても、 委員が受け人になっておりますので農業委員会等に関する法律第31条第 1 項に規定する議事参与の制限に該当しますので、退席を求めます。
	(該当委員が退席する)

議 長	事務局の調査報告を求めます。
事務局	37番 1件について、所有権移転の申請があり調査の結果、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、適当であると認められますので、ご審議のほど よろしく願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	37番 1件について 承認と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、37番 1件について 承認と決します。 退席委員の復席を求めます。
	(退席委員が復席する)
議 長	次に1番から37番までのうち 32番と37番の 2件を除く 35件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	1番から37番までのうち、32番と37番の2件を除く35件について 利用権設定20件、所有権移転15件の申請があり調査の結果、 旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、 適当であると認められますので、ご審議のほど よろしく願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1番から37番までのうち 32番と37番の2件を除く 35件について、承認と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1番から37番までのうち 32番と37番の2件を除く35件について、承認と決します。 以上で、議案第4号を終わります。 続いて、議案第5号「非農地に関する判断について」を

	議題といたします。 1 番 1 件について付議いたします。 濱津 洋一委員の調査報告を求めます。
濱津 洋一 委員	1 番について、調査の結果を報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は地目変更のためです。 12月26日、事務局職員と合同調査を行いました。 南側が農道で、それ以外は山林に囲まれており申請地も15年以上、耕作されておらず、篠竹や雑木が繁茂しており農地復元は困難と判断しました。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1 番 1 件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1 番 1 件について、 非農地と決めます。 次に 2 番から34番までの33件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	2 番から34番までの33件について、調査の結果を報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 今年度新たな取り組みとして、ドローンによる農地利用状況調査を湖南地区で実施しました。湖南町中野の現地立ち入りが困難な箇所にある農地121筆、約 3 haについてドローン事業者に 8 月から 11 月までの期間に空撮を委託しました。 その後、11月に成果品として納品された画像を湖南地区の農業委員と推進委員が確認しました。 その結果別紙記載の105筆、総面積26,025㎡についていずれも樹木が生え、山林化していることが画像で確認され、農地への復元は困難であり、周辺農地への営農支障もなく、農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しないと判断しました。

	ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	2 番から34番までの33件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、2 番から34番までの33件について、 非農地と決めます。 以上で、議案第 5 号を終わります。 続いて、報告事項に入ります。 報告第 1 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による 農地転用届出について」 次のとおり、1 番 1 件について、 農地転用届出書の受理をしたので報告する。 報告第 1 号を終わります。 続いて、報告第 2 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による 農地転用届出について」 次のとおり、1 番から16番までの 16件について、 農地転用届出書の受理をしたので報告する。 報告第 2 号を終わります。 続いて、報告第 3 号「農地法第18条第 6 項の規定による 通知について」 次のとおり 1 番から 4 番までの 3 件について 通知書の提出があったので報告する。 報告第 3 号を終わります。 ただいまの 第 1 号から第 3 号までの報告について ご質問等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	以上で報告事項を終わります。 その他ございませんか。

	(な し)
議 長	長時間の慎重審議ありがとうございました。 以上で、第 8 回総会を閉会いたします。
	お疲れ様でした。

郡山市農業委員会

第8回総会（令和7年1月17日開催）の概要

第3条 農地の移動は

20件で、 田 25, 559㎡ 畑 14, 145㎡ でした。

第4条 農地の転用は

1件で、 農業用作業場でした。

第5条 農地の転用は

4件で、 太陽光発電設備2件、農業用倉庫1件、農家住宅1件でした。

この他、農用地利用集積計画の議案がありました。